

日本ケミカルバイオロジー学会 細則

2008年5月19日 施行

2009年5月19日 改正

2011年5月24日 改正

2012年6月7日改正

第1章 会員

第1条 学生会員として入会を希望する者は所属を通知しなければならない。

第2章 役員を選出

第2条 世話人は、正会員の中から世話人の推薦を受けた者が、世話人会の承認を得て就任する。

第3条 会長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(ア) 会長は世話人会を招集し、世話人の互選により新会長を選出する。

(イ) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新会長とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を会長として選任する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。

第4条 幹事、事務局長、年会長、会計監事は、世話人中より推薦され、世話人会の承認を得て委嘱する。

第5条 会則第7条に定める役員の任期は年会長を除き2年後の世話人会までとする。年会長に関しては1年後の世話人会までとする。

第3章 年会

第6条 総会の議案は会長が作成し、世話人会の議決を経て提出するものとする。また、議案には前年度の事業報告及び収支決算、新年度の事業計画及び収支予算を含むものとする。

第4章 世話人会

第7条 世話人会は、表決権を有する出席者の過半数の賛成により成立する。また、やむを得ない事由のため世話会に出席できない構成員は、委任状により表決することができる。

第5章 学会誌

第8条 「ケミカルバイオロジー(Cheical Biology)」を、日本ケミカルバイオロジー学会の学会誌とする。

第9条 機関紙の編集にあたり、会長は正会員の中から編集委員若干名を推薦し、世話人の承諾を経て委嘱する。編集委員は事務局と共同して機関紙の編集にあたる。

第6章 事務局

第10条 事務局所在地は事務局代表が定める。

第6章 細則改正

第11条 本細則の改正は、世話会の議決による。